

麻生区区民会議の運営について

麻生区区民会議運営要領（案）

1 制定趣旨

区民会議の運営に関し必要な事項を定める。

2 課題の把握等

規則第2条に規定する「委員及び区役所が把握した課題」のほか、

- (1) ホームページ、地域メディア等を積極的に活用する。
- (2) (仮称) 課題提案箱を設置する。

3 委員長及び副委員長

条例第5条「委員長及び副委員長」の規定のうち、

- (1) 副委員長2名を置く。
- (2) 委員長の職務代理者となる副委員長を指定する。

4 会議運営

- (1) 原則として年4回開催する。
- (2) 開催時期、日時は、(仮称) 企画部会において決定する。
- (3) 必要があると認めるときは臨時会を開催することができる。

5 議事運営

- (1) 議事は、原則として出席委員の一致により決定する。
- (2) ただし、これにより難いと認める場合は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 関係者

- (1)区民会議に関係者の出席を求める場合は、区民会議に諮って決定する。
- (2)専門部会に関係者の出席を求める場合は、専門部会に諮って決定する。

7 専門部会

- (1) 専門部会の設置及び廃止は、区民会議に諮って決定する。
- (2) 専門部会に属すべき委員は、委員の互選により決定する。
- (3) 専門部会の調査検討の結果は、原則として出席部会員の一致により決定する。
- (4) 部会長は、調査検討の結果を区民会議に報告する。

8 (仮称) 企画部会

- (1) 委員長、副委員長及び若干名の委員で構成する(仮称) 企画部会を設置する。
- (2) 企画部会に属する委員(委員長及び副委員長を除く) は、委員の互選により決定する。
- (3) 企画部会に属する委員は、区民会議の委員の任期が終了するまでとする。
- (4) 企画部会は、次に掲げる事項を処理する。
 - ア 会議運営の事前調整に関すること
 - イ 課題の整理・調整に関すること
 - ウ 広報及び広聴に関すること

9 区民への周知

開催日時、調査審議の経過及び結果など区民会議に関する必要な事項は、市政だより、ホームページ等を積極的に活用し広く区民へ周知する。